

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p><b>【議案書読み上げ】</b></p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1の案件について審議いたします。</p> <p>なお、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1については、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、関連する事項がございますのであわせて審議いたしますが、よろしいでしょうか。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	<p>異議なしの声をいただきましたので、合わせて審議いたします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、ご説明いたします。</p> <p><b>【議案書読み上げ】</b></p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1と、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について審議いたします。</p> <p>地区担当委員の浅野晃市推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
6番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、10月20日に萩野谷利男委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字苅生字光福地内にある畑1筆、面積609㎡でございます。農地の現況は保全管理されております。</p>

譲受人は農業経営の開始のために申請されるということです。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではダイコン、タマネギなどの露地野菜やブルーベリーを作付けするということです。

また、通作については自宅に隣接しておりますので特段の問題はないと考えます。

以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。

次に議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、10月20日に萩野谷利男委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字苅生字光福地内にある畑1筆499㎡です。

農地の現況ですが、保全管理されております。

周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。

以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況につきましては、浅野晃市推進委員の説明のとおりです。

譲受人は現在、三郷市内の賃貸住宅に家族4人で居住しています。

譲受人の農作業の経験については、3年以上の経験があります。

譲受人からは今回、ダイコン、タマネギ、ブルーベリーなどの作付け計画が提出されております。

通作に関してですが、自宅に隣接しておりますので問題ありません。

また、今回、申請地の隣接地に飯能住まい制度を利用し、農地法第5条の申請により住宅を新築して自家消費を目的とした農業経営を開始するため申請をするものです。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和5年10月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する5つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございませぬ。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕耘機1台、草刈機1台を導入予定としております。

3つ目、生産法人関係なので、該当はございませぬ。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については浅野晃市推進委員の説明のとおりです。

申請人は、現在、三郷市内の賃貸住宅にて妻と子どもの4人で生活しております。

申請人は夫婦ともに自然豊かで静かな環境で家庭菜園をしながら生活することを希望しており、現在の住まいの近辺から希望する土地がないか探しましたが、居住地付近では条件に合う土地が見つからず、さらに選定範囲を広げ探していたところ飯能住まい制度を知り、本申請地について制度を活用して申請するものです。

また、申請者は本申請地の隣接地に農地法第3条の申請も合わせて申請しており、今後、露地野菜等を栽培しながら自然豊かな環境で生活をしたいと希望し、申請地を選定したとのことでした。

飯能住まい制度としては、70件目の認定となります。類型は農地利用型での認定となります。

申請年月日は、令和5年10月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費に対し、全額融資にて対応すること関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

	<p>6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。</p> <p>7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。</p> <p>8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。</p>
議長	<p>同行して調査していただきました萩野谷利男委員、何かございますか。</p>
2番	<p>特にございません。</p>
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。</p> <p>担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか</p>
8番	<p>今回の申請地について、宅地部分と農地部分の土地購入単価はいくらでしょうか。</p>
事務局	<p>宅地部分は1,000万円で農地部分については200万円と聞き取りをしております。</p>
議長	<p>他にご質問ございますでしょうか。</p> <p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。</p> <p>続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について許可すべきものとして賛成の方は挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見</p>

事務局長	<p>書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について審議いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p><b>【議案書読み上げ】</b></p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について審議いたします。</p> <p>地区担当委員の保谷剛正推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
9番	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、10月19日に新井安典委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字双柳字上ノ台地内にある畑2筆415㎡です。</p> <p>農地の現況ですが、保全管理されております。</p> <p>周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。</p> <p>以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については保谷剛正推進委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、現在、毛呂山町の賃貸住宅にて居住をしております。</p> <p>同居したいパートナーも居り、戸建て住宅を建設して居住をしたいと考えておりますが、近い将来、両親も高齢となり助けが必要となることから、両親に相談し、実家の敷地にて新たに住宅が建設出来るか検討しましたが、十分なスペースが無く建てられないことが分かりました。</p> <p>その後、市街化区域内を含め、条件に合う土地が無いか探索しましたが条件に合う場所を見つけることが出来ませんでした。そこで、現在父が所有する農地の一部に住宅を建築できないか検討したところ、建築するのに十分なスペースも確保が可能であり、今回の申請農地であれば毛呂山町内</p>

の通勤先まで車で約30分の位置であり、また、実家にも車で1～2分程度であるなど立地条件も良いことから当該申請地に住宅を建築したく申請をするものです。

申請年月日は、令和5年10月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって」、「おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある農地」と判断でき、第1種農地に該当します。第1種農地の不許可の例外として「地域の農業の振興に資する施設として掲げるもの」のなかで「周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されているもの」であって「集団的に存在する農地をさん食し、又は分断するおそれがない」ものであって「既存の集落と申請に係る農地の距離が最小限と認められるもの」と判断できます。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、建築費、造成費に対し、自己資金と融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた新井安典委員、何か意見はございますか。

9番

特にございません。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ございま

すか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について審議いたします。

地区担当委員の保谷剛正推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

9番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、10月19日に綿貫由美子委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字平松字糶ヶ谷戸地内にある田2筆2, 648㎡です。

農地の現況ですが、保全管理されております。

周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。

以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、保谷剛正推進委員の説明のとおりです。

申請人は、市内で土木業を営む法人です。

本申請地は、数年前まで水田として営農をしておりましたが、排水施設が故障してしまい水捌けが悪化し営農が出来なくなりました。

土地所有者としても故障した排水施設の修理を何件かの業者に依頼をしましたが、修理はできないと全て断られてしまったことから、やむを得ず盛土工事を行い、田を畑に転換することを計画し、今回、申請をしたものです。

本申請地への作付け計画としては、自然薯やサツマイモなどを栽培する計画であり、盛土工事においては10tダンプカーで土を搬入し、バックホウにて整地を行い、田から畑に転換をするものです。

なお、今回の申請は一時転用となります。工事完了後は、農地に回復することとなっております。

申請年月日は、令和5年10月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって」、「おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある農地」と判断でき、第1種農地に該当します。第1種農地の不許可の例外として「地域の農業の振興に資する施設として掲げるもの」のなかで「周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されているもの」で、「集団的に存在する農地をさん食し、又は分断するおそれがない」もので、「既存の集落と申請に係る農地の距離が最小限と認められるもの」と判断できます。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して工事費、その他諸経費に対し、全額自己資金にて対応すること関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた綿貫由美子委員、何かございますか。

7番

特にありません。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定に

	<p>よる許可申請の整理番号5－3について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
2番	<p>農地改良を目的とした農地転用は、恒久転用ではなく一時転用という扱いになるのですか。</p>
事務局	<p>農地改良をするにあたり、一時的に重機が農地に入り作業することから、一時転用の扱いになります。</p>
1番	<p>農地改良する際に、補助金はありますか。</p>
事務局	<p>ありません。</p>
1番	<p>事務局による農地転用後の耕作状況の確認等がありますか。</p>
事務局	<p>今後、事務局はじめ農業委員による農地見守り活動や調査員など活用し確認していきたいと考えております。</p>
3番	<p>申請人の年齢と家族構成または労力数を教えてください。</p>
事務局	<p>申請人について、本人は66歳で妻は68歳です。労力数は申請者と妻の2名となります。</p>
議長	<p>他にご質問ございますでしょうか。</p> <p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>他に無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第3号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。</p>

事務局	<p><b>【議案書読み上げ】</b>  なお、詳細は担当から説明いたします。</p> <p>それでは、議案第3号農用地利用集積計画（案）について補足説明いたします。</p> <p>整理番号1番の方は、新規の利用権の設定になります。  経営作物は、主にねぎ、大根、サツマイモ等の露地野菜になります。  販路としては、市内または市外小売業者へ卸しています。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、全員の方が適合するものと判断されます。</p> <p>次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。</p> <p>また、ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。</p> <p>以上のことから、特に不承認に該当するものではありません。  説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。</p> <p><b>【なしの声あり】</b></p>
議長	<p>無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	<p>全員賛成でございますので、承認することといたします。</p> <p>続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による農地転用届出及び、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。</p> <p><b>【なしの声あり】</b></p>
議長	<p>なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。  事務局より説明をお願いいたします。</p> <p><b>【付議案件4「その他」に記載】</b></p>
議長	<p>以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたし</p>

事務局

ましたので、議長の職を降ろさせていただきます。

閉会を大野忠司会長職務代理から申し上げます。

会長職務代理

以上をもちまして、令和5年10月飯能市農業委員会総会を閉会します。